

第4回難民危機研究会報告（2022年5月20日）

講師：橋本直子一橋大学准教授

テーマ：世界における難民、避難民、庇護政策

発表概要

出身国、庇護国及び第三国に関わる非自発的な人の移動の仕組み、難民受け入れの伝統的な方法（庇護、第三国定住）、最近出来た新しい方法（一時滞在許可・人道的滞在許可、家族や親族の呼び寄せ、留学生や研修生としての受け入れ、民間スポンサーシップ）、また「ウルトラ C」的な母国にまだいる人の



脱出支援（例アフガニスタン退避）を紹介。「難民の地位に関する条約（1951年）」や地域条約における難民の定義、各国の難民条約加盟状況を概観し、アジア諸国の多くが難民条約に加入していない実情が指摘された。またアメリカ、カナダ、豪州、EUにおいて既に制度化されている補完的保護によって、武力紛争や無差別暴力、死刑、拷問、非人道的処罰を受ける恐れがあるなど難民条約上の難民の定義には該当しないが深刻な人権侵害の脅威にさらされている人々に対して、難民に準ずる保護を提供する仕組みを紹介、日本の入管法改正案（未成立）に盛り込まれた補完的保護とのギャップの大きさが指摘された。また補完的保護とは別に、EUの一時保護指令が大量難民発生時に個別の難民認定手続きなしに一時的避難民として最低限の支援を保障しており、2001年に制定されて以来初めて、ウクライナ

避難民に対して同制度が発動されたことが紹介された。

さらに到着数・庇護数の管理が出来ない庇護制度と、選抜から定住政策まで受け入れ国政府が管理監督する第三国定住策の違いが紹介され、各国の第三国定住難民の受け入れ条件を社会統合の見込みと難民の脆弱さという座標軸で比較、日本の受け入れ条件が際立って社会統合の見込みに偏っている事実も示された。

最後に昨年 8 月から実施された主要ドナー国によるアフガニスタン協力者の退避支援が紹介され、アメリカ、ドイツ、英国、カナダ、豪州に比べ、日本の退避支援が、受け入れ数の少なさに加えて、日本に協力した NGO 職員の家族滞留を認めない、民間招聘の退避者に対しては日本人の身元保証人や雇用先の確保を求めるなど受け入れ条件が甚だしく厳しい実態が指摘された。

発表後の質疑応答では、難民政策の決定プロセス、地域社会や多様なアクターの役割、難民を含む人の移動に関する地域的な枠組みのないアジア地域の現状と日本の果たすべき役割、難民を取り巻く国際的な環境の厳しさ、国際平和、安全保障と難民保護の関連性、企業との連携などについて活発な議論が交わされた。